

2025 年 5 月 19 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 野村知司 様
〃 年金局年金事業管理課長 重永将志 様

全国「精神病」者集団
共同代表 関口明彦・桐原尚之
認定 NPO 法人 地域精神保健福祉機構・コンボ
代表理事 宇田川健
一般社団法人精神障害当事者会ポルケ
代表理事 山田悠平
日本ピアスタッフ協会
会長 矢部滋也
公益社団法人 全国精神保健福祉社会連合会
理事長 岡田 久実子

障害年金不支給判定急増問題についての抽出調査に関する要望書

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年度に障害年金不支給判定が急増した問題が報じられ、福岡厚生労働大臣が日本年金機構に抽出調査の指示をしました。具体的な調査の中身は明らかにされてはおりませんが、本来なら障害年金をもらえていたはずの人がもらえていない可能性等を踏まえた上で救済策につながるようなものにしていく必要があると考えております。

つきましては、障害者権利条約の趣旨を鑑みるとともに、調査が適切に行われるよう下記のとおり要望します。

記

- ① 日本年金機構からの介入があったとみられる判定医を調査して明らかにすること。また、日本年金機構からの介入があった可能性のある判定医も調査して明らかにすること。
- ② 日本年金機構からの介入があったとみられる判定医及び日本年金機構から介入があった可能性のある判定医等にかかわって不支給になった者を明らかにすること。
- ③ 当該不支給理由の内訳（例：3 級の認定、障害が認定されなかったなど）や診断名内訳、「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の傾向等を明らかにすること。
- ④ 報道の文書及び同様の文書等を調査し、結果を公表すること。

以 上